

< 「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例） >

○ 担い手とその他の農家との分担による複合経営

担い手農家は土地の集積による土地利用型農業を行い、その他の農家はそばによる高付加価値型農業を行い、分担による集落の複合経営を実現している。

1. 協定締結の経緯

協定締結以前は、山村振興等農林漁業特別対策事業等により、農道の整備、集落公園の整備等のハード事業に取り組んでいたが、農業者個人の経営状況を改善する最良の施策は、直接支払制度であるとの認識が広まり、協定締結の気運が高まった。

従来から集落単位で営農をはじめとした種々の活動を行っており、土地改良区も集落を単位としていたため、農業者、土地改良区、生産組織を参加者として、協定を締結した。



集落協定の概要

集落協定の概要

市 町 村 名	山形県 ^{てんどうし} 天童市			
集 落 協 定 名	たむぎの田 ^{たむぎの} 麦野			
対 象 地 域	振興山村地域			
協 定 面 積 34ha	田	畑	草地	採草放牧地
	100%	-	-	-
作 目	水稻	-	-	-
交 付 金 額 586万円	個人配分			50%
	共同取組活動分 (50%)	水路農道管理	12%	
		多面的機能増進活動（景観作物作付け等）		18%
		生産性向上・担い手定着（農業機械共同購入等）		20%
協 定 参 加 者 44人・組織	農業者	42人		
	生産組織	1		
	水利組合	1		

協定締結にあたっては、市では、制度の説明会の開催、集落協定書作成の指導を行い、その説明を受け、田麦野地区山村振興協議会、田麦野地区地域づくり委員会の委員が中心となり、合意形成を図った。

2．取り組みの内容

畦畔の除草、水路・農道の管理などは、集落の申し合わせにより土地改良区、生産組織と連携して定期的に行い、数戸の担い手農家は土地の集積の受け皿となり土地利用型農業を行う。また、その他の農家は、新規作物であるそばを導入し、生産から販売までを手がける高付加価値型農業を営み集落による複合経営を実現することとしており、担い手農家とその他の農家の分担が図られている。

また、そば栽培では、農家と生産組合とが連携し、作業の効率化のため共同機械としてそば用コンバインを1台購入し栽培面積を増加させ、より多くの農家に高付加価値農業が推進できる体制を整えている。

その他に、集落リーダー・オペレーターを新技術の修得のため研修会に参加させるなどの活動も行っている。

3．取り組みによる効果

病気により耕作放棄地になる恐れがある農用地を各農家に分配し、受託作業で対応するなど、協定締結により、集落の農用地管理に対する意識の変化と意志の統一が図られるとともに、話し合う機会が増え、集落の団結が強化された。このため、集落内の農用地については、集落全体で管理しなければならないという意識が高まっている。

< 「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例） >

○ J A支店内の集落をまとめて協定を締結

高齢化が進み協定締結さえもままならない集落でも、広域的に集落協定を締結することにより、地区全体の担い手がカバーする体制が取られている。

1. 協定締結の経緯

東沢地区は農用地の90%以上が水田であり、以前から水稲単作が主体で個別完結の農家が多く、地区内に米の共同乾燥施設は整備されていない。また、ほ場整備は行われているものの、小区画のほ場であり平坦部と比較して作業効率は上がらない状況であった。

本制度については、制度発足以前から農家の期待が高く、悪条件のため引き受け手がなかなか見つからない農用地についても、十分な管理が行われる制度として取り組まれることとなった。



集落協定の概要

集落協定名				
市 町 村 名				
山形県東置賜郡川西町				
集 落 協 定 名				
東 沢				
対 象 地 域				
特定農山村、振興山村、過疎地域				
協 定 面 積		田	畑	草地
66ha		100%	-	-
作 目		水稲	-	-
交 付 金 額		個人配分		
1,390万円		3%		
		共同取組活動分 (97%)	役員報酬	2%
			農用地に関する事項（法面管理）	48%
			水路農道管理	25%
			生産性向上・担い手定着（農作業受委託、研修参加等）	22%
協 定 参 加 者		農業者		
55人・組織		52人		
		生産組織		
		2		
		その他		
		1		

協定の範囲は集落単位に留まらず、ＪＡの支店単位とした。これは、行政地区、小学校区とも一致し、営農を始めとして種々の活動の単位であるとともに、集落単位では高齢化が進み協定締結さえもままならない集落でも、地区全体の担い手がカバーする体制が取られることとなるためこの範囲とした。これにより対象農用地の耕作者の殆どが協定に参加することとなった。

協定締結にあたっては、転作等の管理調整を行う農事実行組合の代表者を予め招集し事業の説明を行い、集落内の農地の状況及び個々の営農状況を把握している実行組合の役員が集落協定の役員となるとともに、地区内を転作のつながりのある６ブロックに分割してそれぞれのブロックごとに地権者に対し制度の説明と協定への参加を呼びかけた。

２．取り組みの内容

当地区では、ＪＡ支店単位に営農体制がとられているため、ＪＡの支店の範囲で１集落協定を締結し、転作の集団化や作業の受委託促進等についての話し合い活動が行われている。

また、協定締結後、平成12年度に農用地の管理及び農作業の受託を行う組織として、地区内の担い手農家を中心とした組織「夢里農園」が設立され、平成13年度から協定に参加している。更に、協定締結後に認定農業者が新たに１名増え、現在は10名となるなど、担い手の定着・確保が図られている。

その他、水田作業と併せて、転作作物として大豆の基幹作業の受委託を促進し、オペレーターとしての担い手の確保、育成に努めている。

３．取り組みによる効果

農業者の高齢化が進み、後継者もいない状況で将来に不安を抱えている農家が少なくなかった。一方で米価の低迷により、規模拡大や水稲から他作物への転換の選択を迫られていた農家が、地区の優良農地を保全して行くとの考え方にたち、農家間の利害関係が一致したため、水田の基幹作業や大豆の基幹作業の受委託が促進された。

< 「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例） >

○ 農業公社と連携し観光農業を推進

豊富な観光資源や農業を活かしたグリーン・ツーリズムを柱に据えて地域の振興に努めるとともに、農業公社と連携し、農作業の委託を行っている。

1. 協定締結の経緯

協定締結以前は、年2回の水路の管理のみを行っていたが、将来的に農用地の保全を行うには、集落全体で維持する必要がある、また、そうしていかないと集落そのものの維持ができなくなるという機運が盛り上がったため、協定を締結するに至った。



協定締結にあたっては、集落内で土地所有面積の最も多い農業者が組合長となり、組合長宅において何度も話し合いが行われ、その中で合意形成を図った。

集落協定の概要

集落協定名						
市 町 村 名						
福島県南会津郡舘岩村						
集 落 協 定 名						
おしど 押戸						
対 象 地 域						
特定農山村、振興山村、過疎地域						
協 定 面 積		田	畑	草地	採草放牧地	
3ha		100%	-	-	-	
作 目		水稻	-	-	-	
交 付 金 額		個人配分				50%
70万円		共同取組活動分 (50%)	役員報酬		7%	
			水路農道管理		36%	
			その他		7%	
協 定 参 加 者		農業者				5人
5人						

2．取り組みの内容

村で進めているグリーン・ツーリズムの取組と連携し、民宿用野菜、体験農園用のブルーベリー、赤カブの栽培に取り組んでいる。

- ・体験農園用としてブルーベリー等を植栽した面積 12a

また、舘岩村農業公社と連携し、公社を協定農用地の農作業の担い手として位置付け、高齢者所有の転作田におけるそば等の作物の播種から大型コンバインによる刈取までの作業を公社に委託して、農用地の維持管理を行っている。

更に、集落協定の目標としている耕作放棄の防止については、一部耕作放棄地の再耕起もなされ、農業公社の農作業の受託や村で推進している景観形成作物の導入等を積極的に取り入れて、農用地の有効活用が図られている。

- ・一部耕作放棄地を再耕起した面積 5a
- ・景観形成作物（コスモス）の植栽をした面積 7a

3．取り組みによる効果

制度導入前は、個々で農地の管理を行っていたが、協定締結により耕作しそうな農用地がある場合は協定集落で管理する仕組みができた。

また、協定締結を機に集落でのコミュニケーションができ、集落内での話し合いの場が多くなった。

< 「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例） >

○ 非農家を含めた集落環境整備の取組

農道や水路は集落の貴重な財産であるという考えのもと、農家・非農家を含めた集落全体で植栽や環境整備を行っている。

1. 協定締結の経緯

当集落では、以前より用水の受益単位や農道の受益単位での維持管理は行われていたが、ほ場整備の完了にともない集落の生活道としての利用も増加し、集落の財産としての維持管理を模索していた。また、災害等による復旧工事も必要となった。



更に、平成12年度に村の福祉施設「まどいの丘」が当集落にできたこともあり、農道・水路、「まどいの丘」施設内の「健康の森」等は、土地改良区や村の所有であるものの、集落の貴重な財産であるため、集落全体で維持管理をするという考えのもとに、非農家10戸を合わせた集落全体45戸が協定に参加している。

また、協定締結にあたっては、地区の農業委員が代表者、集落の役場職員等が協定役員となり、月1度の集落の定例会等で全員の意見を聞き、合意形成を図った。

集落協定の概要

市 町 村 名					愛知県東加茂郡下山村								
集 落 協 定 名					かんの 神 殿								
対 象 地 域					特定農山村、振興山村地域								
協 定 面 積 17ha					田		畑		草地		採草放牧地		
					100%		-		-		-		
作 目					水稻		-		-		-		
交 付 金 額 242万円					個人配分分							39%	
					共同取組活動分 (61 %)		役員報酬					8%	
							農用地に関する事項（法面管理）					6%	
							水路農道管理					31%	
							多面的機能増進活動（「健康の森」の植栽・草刈等）					6%	
							生産性向上・担い手定着（農作業受委託、農地集積等）					4%	
							事務費、次年度活動費積立金					6%	
協 定 参 加 者 54人					農業者							43人	
					非農業者							11人	

2．取り組みの内容

「まどいの丘」施設内の「健康の森」約0.5haに平成12年6月に山桜、ハナミズキ、かえで、つつじ等約350本の植栽を実施するとともに、3回/年の草刈り、施肥などの管理作業を集落の環境整備作業とあわせて、多面的機能を増進する活動として実施している。

また、健康の森付近の耕作放棄地約30aを利用し、季節により花壇苗の植え付けやアジサイの植栽をし、周辺の環境整備を行っている。植栽苗等は、協定参加農家である施設園芸農家に栽培を委託し、交付金で購入している。

集落協定の締結時に、協定参加者である農家・非農家全戸が集まり、集落全体で多面的機能を増進する活動として、「健康の森」の植栽及び管理作業に取り組む旨の賛同を得ており、目標どおりの活動を展開をしている。

平成12年度	「健康の森」植栽	350本
	パンジー植栽	2,000本
平成13年度	アジサイ植栽	680本
	パンジー植栽	8,000本

3．取り組みによる効果

協定の活動を通じて、農家・非農家を含めた集落全体で環境整備及び農道・水路等の維持管理を行うことに抵抗がなくなった。また、集落で今後の営農等について話合う機会ができた。

< 「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例） >

○市民との連携による耕作放棄の防止

耕作放棄地を復旧し、その一部を市民農園として開設し、市民の手を借りて農地として利用。

1．協定締結の経緯

同市杉山集落は、福井県境に近い青葉山の山腹に抱かれた16世帯60人の集落であり、高齢化（65歳以上の人口比率が36％）、急傾斜地等の不利な耕作条件、有害鳥獣被害の拡大等により耕作放棄が進み、耕作放棄率が市平均の10％を上回る28％と最も耕作放棄が進んだ集落となっている。



このため、直接支払い制度への取組を契機に、これまで手がつけられなかった耕作放棄地の復旧活動を行うこととし、耕作放棄地を広く取り込んだ集落協定を締結した。

具体的には、平成13年度に34aの耕作放棄地を復旧・整備することとしたが、復旧した農地が人手不足で再び放置されることが懸念されたことから、一部を市民農園として整備し、市民に利用してもらうこととなった。

集落協定の概要

集落協定の概要				
市 町 村 名	まいづるし 京都府舞鶴市			
集 落 協 定 名	すぎやま 杉 山			
対 象 地 域	特定農山村地域			
協 定 面 積 6ha	田	畑	草地	採草放牧地
	90%	10%	-	-
作 目	水稻	トマト	-	-
交 付 金 額 128万円	個人配分分			0%
	共同取組活動分 (100%)	耕作放棄地の復旧		74%
		市民農園の開設		19%
		役員報酬		7%
協 定 参 加 者 19人・組織	農業者 18人			
	生産組織 1			

2．取り組みの内容

復旧した農用地の一部を市民農園として開設し、市民の手を借りて農用地として利用している。農園の利用者は農作業、除草、散水、収穫等を行い、農業者からは農作業の指導や農機具の一部貸与などを行っている。農園の利用者に対しては、杉山集落の農用地を管理するボランティアという認識を持ってもらうことを説明し、理解を得た上で、利用者（市民）と利用契約を交わしている。

平成13年9月からの開設にも関わらず、20区画（畑、50m²/1区画）に対し、14区画（個人12人、団体2組）の応募があり、花、にんにくなどが栽培された。

平成15年度以降も耕作放棄地の復旧を進めることとしており、平成15年度には約13a、平成16年度には約14aの復旧を進めることとしている。なお、平成14年度分については、平成13年度に前倒しで復旧を行った。

3．取り組みによる効果

集落では市民との交流が増え、収穫交流祭を行うなど盛り上がりを見せており、杉山集落には誇りと自信が生まれ、市街地住民には杉山集落への理解が生まれている。集落の人々と市民農園の参加者の輪は、かつて沈滞していた集落のムードを変えただけでなく、「農園の大豆と地域の名水」杉の清水」を使っの豆腐づくり」、「そば打ち体験」、「わさび田の復旧」など次々とむらづくりを発案・行動する活気をもたらしている。

< 「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例） >

○ ボランティアの受け入れ等により都市住民と交流

棚田オーナー制度、市民農園の運営、棚田ボランティアの受け入れ等に取り組んで、都市住民との交流を行うなど集落の活性化を図っている。

1. 協定締結の経緯

当地区では、協定締結以前より、都市住民との交流を活用した棚田オーナー制度による棚田保全に向けた取組や、集落営農組織による大豆や景観形成作物等の作付けを行うなど、多様な取組を行ってきた。このような取組を踏まえ、担い手の確保、地域の活性化に取り組むため集落協定を締結した。

協定締結にあたっては、農業生産活動等を行ってきたまとまりである集落（行政区）の一部の急傾斜農用地を範囲とするとともに、農業者の集まりである農会が中心となり、対象農用地の耕作者、権利者、集落営農組織等の合意形成を図った。



集落協定の概要

桑名地区の概要				
市 町 村 名	兵庫県三田市			
集 落 協 定 名	上槻瀬			
対 象 地 域	特認地域			
協 定 面 積	田	畑	草地	採草放牧地
	9ha	100%	-	-
作 目	水稻、大豆	-	-	-
交 付 金 額	個人配分			0%
	共同取組活動分 (100%)	役員報酬、フィルム代、現像料、コピー代		5%
		農用地に関する事項（鳥獣被害防止対策）		4%
		水路農道管理		21%
		多面的機能増進活動（棚田オーナー制度の実施等）		56%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託等）		14%
協 定 参 加 者	農業者 19人			
	22人・組織	生産組織	1	
		水利組合	1	
		その他	1	

なお、交付金の配分については、地域の活性化等に役立てるために、共同取組活動分に全額配分している。

2．取り組みの内容

平成10年より、森林ボランティア（三田里山どんぐりくらぶ：平成10年発足、60名）や棚田ボランティア（棚田交流人：平成10年発足、19名）と協力し、上槻瀬の里山保全のための除間伐や下草刈り、棚田保全のための草刈りなどの活動を行っている。また棚田オーナー制度、市民農園等に取り組んで、都市住民との交流を行うなど集落の活性化も図っている。交付金はこのような棚田オーナー制度等のための水稻苗代やさつまいも苗代に支出されている。（平成13年実績：水稻苗代36,460円、さつまいも苗代86,700円）

棚田オーナー制度、市民農園の概要

	棚田オーナー制度	市民農園
開設	平成12年	平成12年
内容	オーナー（都市住民等）に田植、除草作業、稲刈りを行ってもらい、収穫物を各オーナーに均等に分配する	区画単位で都市住民等に野菜づくりなどを自由に行ってもらう
区画面積	コシヒカリコース 1.0a(全9区画) ヤマフクモチコース0.5a(全3区画)	1区画30㎡（全26区画）
申込組数	平成12年度 12組(約30人/1組)・12区画 平成13年度 8組(約30人/1組)・8区画	平成12年度 14人・13区画 平成13年度 21人・26区画

3．取り組みによる効果

農道及び水路の草刈り等維持管理なども本制度の対象となる活動のため、これまで以上に農作業に対する意識が高まるとともに、集落の話し合いが増加した。また棚田オーナー制度や市民農園等による都市住民との交流により、地域外からの注目も集まり地域自体の活性化につながっている。

< 「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例） >

○鳥獣害防止のため隣接集落と連携、また効率的な農業生産活動を行うため組織間の連携

イノシシ等の鳥獣害被害を防止するため隣接集落との連携、また、地域外の農作業受託組織との連携による効率的な地域農業の構造改革を実施。

1. 協定締結の経緯

当地区は、川沿いに位置する狭^{きょうあい}隘ながらも緩傾斜農用地の団地である。

協定締結以前は、農業機械を個人ごとに所有し個別で経営する一方、高齢化が進んで作付が減退していた。そのような中で、平成9年度からほ場整備事業（担い手育成型）を周辺の7集落104haで実施し、当集落では、隣接する集落とあわせて影野工区23.2ha（当集落13.7ha）として実施したことから、集落営農の意識が醸成され、高知県単独事業を活用する等により、担い手として位置づけた農業者をオペレーターの核として集落営農（法人化）を目指すこととし、協定締結に至った。



集落協定の概要

集落協定名				
たかおかくんくぼかわちょう				
市 町 村 名				
高知県高岡郡窪川町				
集落協定名				
かげの ビレッジ影野				
対 象 地 域				
特定農山村、振興山村、過疎地域				
協 定 面 積		田	畑	草地
14ha		100%	-	-
作 目		水稻、大豆	-	-
交 付 金 額		個人配分		
113万円		16%		
		共同取組活動分	役員報酬	
		(84 %)	多面的機能増進活動（市民農園運営、交流イベント等）	
			生産性向上・担い手定着（農業機械購入等）	
			積立等	
協定参加者		農業者 7人		
8人・組織		生産組織 1		

町は、生産調整の推進を集落ごとに位置付けるとともに、協定締結についても集落単位を基本に推進したことから、当集落においても、祭り等隣接集落と一緒にしている行事等もあるものの、生産調整の推進単位である影野下集落単独で協定を締結することとした。また、集落内耕作者の全員参加を基本にしたことから、協定締結当初は全農家の30戸が参加した。

なお、協定締結にあたっては、集落内には役場職員や農協職員も在住しており、これらの者や自治会長を中心に数回の集落座談会を経て合意形成を図った。

2．取り組みの内容

当地域では、イノシシ等による鳥獣被害が発生しており、集落単独で対応するより、隣接する集落と連携して取り組む方が効率的であることから、県単独事業（高知県集落活動促進施設等整備事業）により平成12、13年の2ヶ年で防護柵を設置し、その経費の一部に対して交付金を充当した。

- ・ 設置場所：川沿い、集落の周囲
- ・ 事業量：延長1,218m（隣接集落との連携部分。別個に設置した箇所もある。）
- ・ 事業費：約150万円（県費 1 / 2、地元負担 1 / 2（全額交付金を充当））
- ・ 隣接集落との負担金の配分：防護柵の延長割り

平成13年2月には23戸で任意の集落営農組織を立ち上げ、営農組織の参加者の農用地については、営農組織が作業を行っており、また、営農組織に不参加の農家の農用地についても、育苗、田植え、刈り取りの作業を営農組織が受託している。なお、営農組織には非農家2戸が参加しており、農繁期の農作業時に雇用されている。

3．取り組みによる効果

鳥獣被害防止対策については、隣接集落と連携して県単独事業を活用し防護柵を設置することにより、効率的かつ効果的な防止ができ、設置後の被害は全くなかった。

また、協定活動を通じて集落営農組織が設立され、当該組織による集落外の水稲の受託作業の実施、また、転作大豆作業は町の農作業受託組織（当該組織は町内全域の転作大豆の作業受託を実施）に委託する等、地域内外の組織間連携により地域農業の構造改革が進められ、将来は、1集落1農場方式の法人化を目指すまでに発展している。なお、4名のオペレーターが育成され、地域農業の担い手として活動している。

< 「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例） >

○ 小学校と連携し農業体験を実施

小学校と連携して、さつまいも栽培活動や米づくり活動による農業体験を行い、勤労生産に関わる体験的活動を行うことにより、勤労の価値や必要性の体得を図っている。

1. 協定締結の経緯

当地区においては、永年の夢であった土地基盤整備が平成6年に完成したところである。

協定締結にあたっては、集落の区長、認定農業者、中核農家を中心に話し合いを行い、土地基盤整備を行った農用地及び隣接農用地を範囲として集落協定を締結した。



集落協定の概要

市 町 村 名	熊本県玉名郡三加和町 たまなぐん みかわまち			
集 落 協 定 名	上吉地 かみよしぢ			
対 象 地 域	過疎地域			
協 定 面 積	田	畑	草地	採草放牧地
10ha	100%	-	-	-
作 目	水稻、大豆、イチゴ	-	-	-
交 付 金 額	個人配分			60%
77万円	共同取組活動分（水路農道管理、景観作物作付け等）			40%
協 定 参 加 者	農業者 16人			
16人				

2．取り組みの内容

町立春富小学校では、学校内外の生活の中で、勤労生産に関わる体験的活動を行うことにより、勤労の価値や必要性を体得させるとともに、いもや米の栽培について、計画・栽培・収穫の一連の活動を通して一人一人が働く喜びを味わうことにより、自主的・主体的に行動する能力を育てることを目的として、ふれあい農業体験事業を数年前から実施している。

平成13年度は、全校児童106名を対象としたさつまいも栽培活動として、3aのほ場を整備し、畝作り・いも植え・草取り・収穫等を行うとともに、5年生21名を対象とした米づくり活動として、1.5aのほ場を整備し、田植え・稲刈り・かけ干し等を行った。

その他の活動として、農道の舗装を実施した。

3．取り組みによる効果

ふれあい農業体験事業を通じて、現在の小学生がいかに農業に対する知識や体験が無いか分かり、今後もふれあい農業体験事業を続けるとともに、農業の必要性や環境問題等についても学習する機会を提供することを検討している。

< 「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例） >

○ ボランティアの協力により野焼きを再興

財団法人阿蘇グリーンストックの協力を得てボランティアを募り、野焼き・輪地切りを4年間ぶりに再興し、草地の保全を図っている。

1．協定締結の経緯

集落協定名でもある扇牧野組合は、農事組合法人として活動を行ってきたが、財政面等での問題が生じたことから、昭和末期に農事組合法人を解散した。牧野組合の土地は、町の入会地と法人の所有地とから構成されていることから、法人の所有地の荒廃が懸念されていた。



このような中、本制度の創設と、野焼き等のボランティア活動の参入時期が同時期となったことから、牧野の維持管理を図る上で本制度を導入することとなった。

集落協定の概要

集落協定の概要					
市 町 村 名	熊本県阿蘇郡南小国町 ^{あそぐんみなみおくにまち}				
集 落 協 定 名	おおきぼくやくみあい 扇 牧 野 組 合				
対 象 地 域	特定農山村、振興山村、過疎地域				
協 定 面 積 96ha	田	畑	草地	採草放牧地	
	-	-	11%	89%	
作 目	-	-	永年性牧草	野草	
交 付 金 額 88万円	個人配分			0%	
	共同取組活動分 (100%)	役員報酬			5%
		農用地に関する事項（牧柵設置、簡易基盤整備等）			15%
		水路農道管理			5%
		多面的機能増進活動（輪地切り、ピオトープ確保等）			15%
		生産性向上・担い手定着（野焼きによる牧野の保全等）			5%
		牧野組合活動費			55%
協 定 参 加 者 27人・組織	農業者 26人				
	生産組織 1				

協定締結にあたっては、当町の牧野組合は大部分が町有入会林野に属し、入会権取得者によりその管理が行われていることから、協定範囲を牧野組合単位、参加者を牧野組合員とし、牧野組合長及び役員が中心となり、町からの説明を受け、総会の場で合意に至った。

2．取り組みの内容

野焼き・輪地切りをやめた草原は、森林化し畜産的土地利用が不可能となることから、畜産経営の継続には欠かすことのできない作業であるものの、有畜農家の減少と高齢化によって、野焼き・輪地切りを続けていくことが困難な状況になっている。このことから、阿蘇の大地（草原・森林・農地）を、広く国民共有の生命資産（グリーンストック）と位置付け、農村・都市・行政三者の連携により、後世へ引き継いでいくことを目的として設立された財団法人阿蘇グリーンストックでは、財団創立の平成7年より試験的に野焼き・輪地切りへの体験参加を実施し、その後新聞社の助成も受け、本格的に市民ボランティアによる野焼き・輪地切り支援活動を行っている。

そのため、当集落協定では、平成12年度から財団法人阿蘇グリーンストックの協力を得てボランティアを募り、448aの原野の野焼き・輪地切りを4年ぶりに再興した。

{	野 焼 き：草原に火を入れること。牛馬のえさとなるススキやネザサなどの芽吹きを促し、ダニを駆除し、森林化を抑える。 輪地切り：野焼きの際、周辺への延焼を防ぐために5から10mの幅で草を刈り取ること。
---	--

また、熊本大学の教授の提案により、畜産体験牧場を阿蘇の草原の各地につくり、馬でトレッキングする牧道で結ぶとともに、その牧道は、そのまま野焼きの防火帯を兼ねるといった「馬の道構想」の一環として、馬10頭余の放牧を平成13年度から行っており、協定参加者の中にも個人的に馬5頭を購入した者がおり、構想に参加している。

3．取り組みによる効果

協定締結後、牧野組合からの脱退者がいなくなり、野焼き等牧野整備を始めとする環境整備に対する組合員の考え方が向上した。

今後とも、協定参加者の協力はもとより、非農家、都市住民を中心としたボランティア活動について財団法人阿蘇グリーンストック等の協力を得て実施し、都市との交流の推進を図ることとしている。

< 「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例） >

○ 姑と嫁の参加による世代間の連携

集落協定内に女性部を立ち上げ、農産物加工品の開発が行われるようになった。また、1家庭から姑と嫁が参加し、伝統の味が伝えられている。

1. 協定締結の経緯

協定締結以前は、当地区では、水路・農道の管理を水路組合や地区毎に草刈りや泥上げを実施してきた。農業生産についても個々の農業者の耕作のみで、地区単位で管理することが検討されていた。

そのため、集落協定に基づいて共同的作業の中で水路・農道の管理を行うとともに、必要な日当なども支払い、適正管理につとめることとした。

また、あわせて、耕作放棄地の管理や地域の病虫害の発生防止等の取組について地域で行うこととした。



集落協定の概要

市 町 村 名					熊本 ^{あしきたぐん} 葦北郡田浦 ^{たのうら} 町						
集 落 協 定 名					田 ^{たのうら} 浦 B						
対 象 地 域					特定農山村、振興山村、過疎地域						
協 定 面 積 68ha		田		畑		草地		採草放牧地			
		1%		99%		-		-			
作 目		水稻		デコボソ、甘夏		-		-			
交 付 金 額 785万円		個人配分分								50%	
		(50%)		役員報酬						5%	
				農用地に関する事項（法面管理）						5%	
				水路農道管理						5%	
				多面的機能増進活動（周辺林地の下草刈り）						7%	
				生産性向上・担い手定着（高付加価値型農業の推進等）						28%	
協 定 参 加 者 89人		農業者 89人									

協定締結にあたっては、集落に説明する際に、集まった参加者の中から世話人を選任し、協定の取りまとめをお願いした。その世話人の協力のもと、役員の選出や集落活動の検討を図り、集落の総会で合意を得る形をとった。

2．取り組みの内容

当地区では、個々の農業者の生産による柑橘類については、ＪＡ等の機関を通じたの販売を行うのみであったが、集落協定内に女性部を立ち上げ、また、非農家の参加も得て、山菜おこわ、おはぎ、黒砂糖饅頭などの農産物加工品の開発が行われるようになり、交付金は女性部の農産物加工研修等に活用されている。今後は、町内外の女性部組織と視察などの交流により連携することで、加工技術の向上を図るとともに、直売所建設を計画することで、農産物や加工品の直接販売を行い、収益の向上を目指すこととしている。

また、女性部には、１家庭から姑と嫁の２名が参加するなど、世代間の連携にもつとめており、姑グループから嫁グループに伝統の味が伝えられている。また、こうしたことから、伝統的な技術に新しい感性を加えた新たな加工品の創造に役立つのではないかと期待されているところである。さらに、活動を通じて、姑と嫁の関係が円滑になったことも、集落のまとまりに大きく寄与しているところである。

その他に、鳥獣被害防止対策として、罾掛け免許取得者による罾掛けを実施しており、被害の減少がみられる。

3．取り組みによる効果

当地区では、個人単位の農業生産活動が主体であったが、制度の導入により、集落としての活動が行われるようになり、地域にまとまりがでてきた。その一つの要因として、従来、地域の行事や祭事等は無報酬で協力していたが、交付金の活用により、負担が軽減され、地域の活性化を図る環境が整備されたことが挙げられる

< 「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例） >

○都市住民との交流に向けた取組

営農上の一体性を有する農用地を可能な限り協定の中に組み入れることにより、交付金を活用して様々な活動を行うことができ、地域の活性化が図られている。

1．協定締結の経緯

本地区は、山間のみかん園のため飛び地が多く、1 ha以上の物理的に連担した農用地ではないが、集落内の全農家が参加している「伊豆味みかん生産組織」があり、収穫等の共同取組活動を行っているため、営農上の一体性を有する農用地としての団地要件を活用し、飛び地を含めることにより集落内の対象農用地を可能な限り協定の中に組み入れている。



協定締結にあたっては、伊豆味みかん生産組織の役員が中心となって、制度の説明を行った。協定事項については、区長が中心となって集落の取りまとめにあたり、集落営農上の問題点、集落伝統文化の継承、都市住民との交流等の諸問題を集落内で検討し、合意形成へと導いた。

なお、当集落協定には、隣接集落、近隣市町村からの入作者も参加している。

集落協定の概要

集落協定の概要				
市 町 村 名	沖縄県国頭郡本部町 くにがみぐんもとがちょう			
集 落 協 定 名	伊豆味 いずみ			
対 象 地 域	過疎、沖縄地域			
協 定 面 積 151ha	田	畑	草地	採草放牧地
	-	100%	-	-
作 目	-	みかん	-	-
交 付 金 額 1,343万円	個人配分分 50%			
	共同取組活動分 (50%)	役員報酬、事務費等	10%	
		集落の共同活動の経費	10%	
		水路農道管理	15%	
		鳥獣被害防止対策	10%	
		多面的機能増進活動（みかん狩り等）	5%	
協 定 参 加 者 207人等	農業者 206人			
	その他 1			

2．取り組みの内容

本集落は、みかん栽培が沖縄県内で最も盛んであり、集落活性化の手法としてみかん狩りを主とするグリーンツーリズムをみかん生産組合が主体となって推進するとともに、集落内の若手が中心になって「グリーンツーリズムを考える会」を発足させ、若者の定着に向けあじさい祭等のイベント開催を活発化させている。そのため、交付金を、あじさい祭に向けた植栽活動費、農道の清掃などの集落内の美化活動費、都市住民との交流検討会の開催費等に充当している。

また、「沖縄県歩け歩け協会」と連携し、本地区内にコースを設け定期的に全県ウォークラリーを開催するなど、都市住民を対象とした各種の活動を行うことにより、地域の活性化が図られている。

その他、村が農村環境整備事業を同地区で導入するなど、Ｕターン・Ｉターンの若者を受け入れるための環境整備を進めており、都市部から移り住む若者が近年徐々に増加しつつある。

3．取り組みによる効果

本集落では、本制度の導入以前から集落内の会合を定期的に行い、農道の清掃・補修の共同作業を実施してきたものの、それらは無償で行われてきた。本制度の導入により、交付金を活用して、農道清掃用の機器の購入、弁当代、農家以外の共同取組参加者の出役費を拠出することができ、集落全体の共同取組活動が増えている。

< 「連携」をキーワードとした事例（施策間の連携に特徴のある事例） >

○ 県の独自政策との連携

地域外からの農作業支援が得られる県の独自政策と連携し、農地の保全を図るとともに、都市住民等との交流により、地域の活性化が図られている。

1．県独自政策の導入

新潟県では、中山間地域において、過疎化・高齢化により農業生産労働力の確保が困難な地域があることから、中山間地域等直接支払交付金が交付されている地域において継続的な営農活動を補完するため、地域外の農業者や都市住民等による援農活動等を促進し、農業生産活動の維持を図るため、平成13年度から県の独自政策として「中山間地域援農人材確保支援事業」を行っている。



集落協定の概要

集落協定の概要				
市 町 村 名	新潟県刈羽郡高柳町 ^{かりわくぐんたかやなぎまち}			
集 落 協 定 名	おぎのしま 荻ノ島			
対 象 地 域	特定農山村、過疎地域			
協 定 面 積 22ha	田	畑	草地	採草放牧地
	100%	-	-	-
作 目	水稻	-	-	-
交 付 金 額	個人配分 30%			
396万円	共同取組活動分 (70%)	協議会拠出	30%	
		用水路整備	16%	
		農道整備積立金	4%	
		散策路整備負担金	14%	
		フラワーロード整備	2%	
		野菜直売グループ活動助成	2%	
		野菜直売所開設	2%	
協 定 参 加 者 38人	農業者 38人			

2．県独自政策の概要

本政策は、農協等が実施する中山間地域農業者と平場農業者等との連携の仕組みづくりを支援し、平場農業者が行う援農支援活動を促進する「農業者連携推進事業」と、市町村等が実施するワーキング・ホリディ活動等の都市・農村の連携の仕組みづくりを支援し、都市住民等による援農活動を促進する「都市住民援農促進事業」から成っている。「都市住民援農促進事業」については、中山間地域等直接支払交付金が交付されている地域を対象地域とすることとされている。

	農業者連携推進事業		都市住民援農促進事業
	農業者連携情報化支援	連携活動等支援	
事業内容	援農支援活動を促進するための広報活動、意向調査、情報収集等	・援農支援者のグループ設立 ・交流会の開催 等	・ワーキング・ホリディ等の開催 ・都市住民に対するPR 等
事業主体	県	県農協中央会（農協）	市町村、農協
事業期間	3年間	3年間（1地区 2年間）	4年間（1地区 2年間）
補助率		県 1/2以内	県 1/2以内
予算額	622千円	2,000千円	2,000千円

3．取り組みの内容

荻ノ島集落は、かやぶきの民家が建ち並ぶ「荻ノ島環状かやぶき集落」として、町、集落でかやぶきの民家の保存活動に取り組んでいるが、平成12年度から中山間地域等直接支払制度に取り組み、交付金を活用して、耕作放棄地の復旧・保全管理、用水路整備等を行うとともに、フラワーロード及び散策路の整備、野菜直売所の設置等、集落を訪れる人のための集落環境の整備を行っている。

平成13年度からは、本事業を活用し、ワーキングホリディを開催し、都市住民を受け入れ、稲刈り及び集落資源の維持保全活動を行っている。

4．取り組みによる効果

中山間地域等直接支払交付金を活用し農地の保全等を図るとともに、併せて都市住民援農促進事業を行うことにより、地域外からの農作業支援が得られるとともに、都市住民等との交流により、地域の活性化が図られている。

< 「連携」をキーワードとした事例（施策間の連携に特徴のある事例） >

○ 棚田オーナーを核とした施策間の連携

棚田の保全対策を推進するために実施した棚田オーナー事業と連携することにより、耕作放棄の防止が図られるとともに、都市住民との交流を通じて地域の活性化が図られている。

1. 協定締結の経緯

当集落では、「棚田地域等緊急保全対策事業」（平成10～11年度）の取組の中で、棚田の保全対策をさらに推進する観点から、棚田オーナー事業（平成11年度～）を実施し、農用地の荒廃を防ぐとともに都市住民との交流も通じて地域の活性化を進めることとなった。



このような中で、直接支払制度が平成12年度に創設されたことから、当集落が目指していた活動と一致するところがあり、集落協定を締結し、棚田オーナー事業を核とした共同取組活動を実施している。

・棚田オーナー事業の概要

オーナー料金は、1区画100㎡当たり30,000円とし、オーナー会員には、田植え、稲刈り、はさがけなど農作業を体験してもらい、収穫した米（玄米40kg）と市の農業特産品を送付し、地域住民と都市住民との交流、地域の活性化を図っている。

集落協定の概要

集落協定の概要				
市 町 村 名	富山県氷見市			
集 落 協 定 名	ながさか 長 坂			
対 象 地 域	特定農山村、半島地域			
協 定 面 積 20ha	田	畑	草地	採草放牧地
	100%	-	-	-
作 目	水稻	-	-	-
交 付 金 額 416万円	個人配分 50%			
	共同取組活動分 (50 %)	役員報酬	6 %	
		水路農道管理	13 %	
		多面的機能増進活動（棚田オーナー事業）	29 %	
		事務費	2 %	
協 定 参 加 者 51人等	農業者	49人		
	その他	2		

2．取り組みの内容

同市では、「棚田地域等緊急保全対策事業」により、農道舗装、用排水路改修、長寿ヶ滝周辺の環境整備、農作業準備休憩所、交流広場などの整備を行った。

また、棚田オーナー事業を運営する氷見市棚田保全推進会議を平成10年に設立するとともに、「富山県棚田地域水と土保全基金」からの補助を受けて、棚田オーナー事業の広報活動（パンフレットの作成、案内板の作成）を行っている。

交付金については、共同取組活動分の一部を棚田オーナー田の維持管理（草刈り作業等）に活用している。

活動主体	氷見市棚田保全推進会議（事務局：市農政課）		長 坂 集 落
事業名	推進会議独自事業 年間212万円 うちオーナー料金171万円 市補助金 41万円	富山県棚田地域水と土保全基金 年間50万円（県補助） （H12～14年度）	中山間地域等直接支払交付金 年間約120万円 （H12年度～）
活動内容	○オーナー事業への対応活動 や諸資機材費 ・オーナーとの連絡事務 ・イベント企画実施 ・諸資機材の提供 ・特産品の送付など	○オーナー事業の広報活動 ・棚田のパンフレット作成 ・現地への誘導案内板の作成	○オーナー田の維持管理活動 （賃金） ・草刈り作業 ・田植え・稲刈り時の作業

3．取り組みによる効果

棚田オーナー事業を運営するには、企画立案、広報、会員との連絡・調整、農地の維持管理など多岐にわたるものがあり、集落の協力はもとより、市による人的・金銭的支援が不可欠となっており、各種事業の連携により、棚田オーナー事業の運営に高い効果を発揮し、耕作放棄の防止が図られている。

オーナー会員数の推移

年度	H11	H12	H13
会員（組）	44	50	55
人数	170	190	240
区画数	44	50	57

< H13の会員内訳 >

氷見市内	： 6組（ 50人）
その他県内	： 34組（ 140人）
県外	： 15組（ 50人）

< 「連携」をキーワードとした事例（施策間の連携に特徴のある事例） >

○ 県単独事業を活用して集落全体の活性化を目指す

県単独事業の「うるおいのあるむらづくり事業」で集落全体の活性化構想を検討するとともに、「神馬村づくり推進協議会」を設立し、伝承活動、特産品加工、生活環境整備等の地域活動を行っている。

1. 協定締結の経緯

当地区には、以前から「農事実行組合」があり、集落の各種活動を行っていた。また、平成11年度から行っているほ場整備を契機に設立した「神馬土地改良組合」を基盤にして、本制度に取り組んだ。



協定範囲は、センサス集落の範囲であり、また土地改良組合の範囲でもあることから、土地改良組合が中心となって本制度の推進を行い、総会で合意形成を図った。なお、農業者は全員集落協定に参加している。

集落協定の概要

市 町 村 名	鳥取県八頭郡河原町			
集 落 協 定 名	神馬			
対 象 地 域	特定農山村、振興山村地域			
協 定 面 積	田	畑	草地	採草放牧地
14ha	61%	39%	-	-
作 目	水稻	梨	-	-
交 付 金 額	個人配分			50%
238万円	共同取組活動分（共同機械購入等のために積立）			50%
協 定 参 加 者	農業者 27人			
27人				

2．取り組みの内容

当地区では、直接支払制度とあわせて、県単独事業の「うるおいのあるむらづくり事業」で集落全体の活性化構想を検討するとともに、平成12年度に「神馬村づくり推進協議会」を設立し、伝承活動、特産品加工、生活環境整備等の地域活動を行っている。

集落協定の共同取組活動としては、水路・道路の管理、周辺林地の下草刈りをはじめ、オペレーターの育成・確保にも力を入れており、研修参加を計画している。また、交付金の共同取組活動分として、鳥獣被害対策の電気柵、共同機械（乾燥施設）の購入のために交付金額の50%を積み立てている（平成13年度は約120万円を積立）。

また、担い手の育成・確保に向けた取組として、果樹栽培を行っている2名の認定農業者へ農用地の集積を行っていくとともに、現在3～4人のオペレーターが主に米の籾すり作業を受けており、平成14年度には共同乾燥機を整備することとしている。

3．取り組みによる効果

協定締結により話し合いの機会が増えたことから、農家の耕作放棄に対する意識に変化が生じ、何とか生産活動を継続していこうとするようになった。また、以前は農業機械を各個人で所有していたが、これからは共同で購入・利用するように考え方が変わってきた。

< 「連携」をキーワードとした事例（施策間の連携に特徴のある事例） >

○町単独補助による対象外農用地との一体的な取組

町単独の補助による（田1,000円/10a、畑500円/10a）交付金の対象外の農用地を含めた一体的な取組を行っている。

1. 協定締結の経緯

本地区では、ほぼ全ての農地でほ場整備を行っており、土地改良区により共同で土地改良施設の維持管理を行っていたため、共同意識が強いことから、土地改良区を基盤として本制度に取り組むことになった。



本制度を推進するにあたり、町、農協、県事務所、町公社で構成する推進チームをつくり、大字単位で推進を図るとともに、関係する16集落（営農組合）から集落毎に3名代表者を出して徳佐上中地区中山間地域等直接支払運営協議会を組織し、各集落で推進を図った。

集落協定の概要

市 町 村 名	山口県阿武郡阿東町			
集 落 協 定 名	徳佐上中			
対 象 地 域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協 定 面 積	田	畑	草地	採草放牧地
468ha	100%	-	-	-
作 目	水稻	-	-	-
交 付 金 額	個人配分分			50%
4,136万円	共同取組活動分 (50%)	役員報酬	1%未満	
		水路農道管理	8%	
		多面的機能増進活動（景観作物の維持管理）	1%未満	
		生産性向上・担い手定着（機械購入積立、研修参加等）	4%	
		各集落配分、事務局経費等	38%	
協 定 参 加 者	農業者 326人			
347人・組織	生産組織	8		
	非農業者	13人		

なお、協定参加者は、土地改良区の構成員、他集落からの入作者のほか、共同取組活動として集落コミュニティを行うことから非農家を含めることとした。

2．取組みの内容

本制度と他の施策との連携として、傾斜要件に満たないなど、本制度の対象外農用地に対して、町単独の補助（田1,000円/10a、畑500円/10a）を行うことにより、本制度の対象農用地とあわせて一体的に農業生産活動等に取り組んでいる。

協定の運営・事務については、運営協議会が集落協定の運営を行うとともに、ほ場整備実施による土地改良区の範囲を協定範囲のベースにしていることから、土地改良区が集落協定の事務局を担っており、各推進機関との連携を図り、役割分担を行っている。

また、交付金の配分については、全交付金の30％を各集落の共同取組活動分として配分しており、各集落において独自の取組を行っている。

協定の活動として、道路・水路の維持管理を土地改良区に委託しているほか、各集落の営農組合を中心として、生産調整の実施、農業機械・施設の共同購入・共同利用を行っている。更に、営農組合の法人化を検討している集落もある。

3．取組みによる効果

集落毎に独自の取組を行う仕組みにしているため、集落毎に良い意味で競争意識ができており、お互いに取組内容が向上してきている。

また、集落での話し合いの回数が増えたことや、非農家が共同作業に参加するようになったため、集落のまとまりが良くなり、農業に関心を持つようになった。

更に、交付金を神社改修等に活用し、伝統行事の継承ができるようになったため、祭りなどの伝統行事や、集落内の世代間の交流が活発になってきた。

< 「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例） >

○ 協定の事務を農協に委託

共同取組活動の意見集約、支出事務等の事務作業について、協定参加者への連絡体制が整備されている農協に委託している。

1. 協定締結の経緯

協定締結以前は、農事実行組合単位での活動が主流であり、地域全体での活動があまり見受けられなかったが、本制度の趣旨を理解するうえで、共同取組活動を地域共通のテーマとして検討、論議するようになり、地域全体で取り組むべき課題に対応するべく協定の締結に至った。



当地域は、広大な土地資源を活用した酪農専業地域であり、個々の農業者の連携が稀薄であったため、今後の農業の発展のみならず地域の発展を考えるうえで地域の連携は必要不可欠と考え、地域全体を1つの協定範囲とした。

集落協定の概要

集落協定の概要				
市 町 村 名	北海道 ^{ねむろし} 根室市			
集 落 協 定 名	^{ねむろ} 根室			
対 象 地 域	過疎地域			
協 定 面 積	田	畑	草地	採草放牧地
8,471ha	-	-	100%	-
作 目	-	-	牧草	-
交 付 金 額	個人配分分50%			
1億2733万円	共同取組活動分 (50%)	役員報酬	2%	
		水路農道管理（作業道改良）	35%	
		多面的機能増進活動（希少動物保護、苗木購入）	2%	
		生産性向上・担い手定着（相談員報酬、先進地視察等）	4%	
		生活環境整備（廃プラスチック処理等）	6%	
		会議費	1%	
協 定 参 加 者	農業者138人			
139人等	その他1			

注）浜中町分は除く。

２．取り組みの内容

当市には１農協しかないため、協定参加者138戸の共同取組活動の意見集約、あるいは活動の実施に伴う業者選定、契約、支出事務等の膨大な事務作業を集落自ら行うことは、本来の農業生産活動に支障を及ぼすと考えられたため、地域の実状を把握し、協定参加者への連絡体制が整備され、かつ個人配分に係る口座等が従来より整っている農協への事務委託が最適と考え、委託契約を締結している。

取組内容として、農業後継者の定着が急務であるため、その対策として、都市部女性を招待した農業体験等の活動（花嫁対策）並びに結婚相談員の設置に係る支援等を行っている。

また、市民体験牧場（共進会場）の整備、消石灰の配付、農業系廃プラスチックの適性処理を推進するための回収及び処理を行い、これらにより、市民と農業とのふれあいの場所ができたことによる、今後の農業への更なる関心・理解、家畜の衛生管理意識の高揚、廃棄物の適性処理に対する意識の高揚及び農場の景観整備の推進が期待できる。

３．取り組みによる効果

本制度実施にあたっては、当初より共同取組活動の内容を中心に活発な議論が展開され、従来あまり見られなかった地域の協調・連携といったことへの強化につながったことが最大の成果と思われる。

今後の農業のあり方・方策として、あらゆる分野での低コスト化、共同化を模索する上でも、地域の連携が必要不可欠であるとの認識から、本制度を通じてある一定の方向性が示されたと考えられる。

これらの効果が生じた理由として、共同取組活動の中でも、多面的機能の発揮という農業生産活動にはない新たな事業（河川周辺への植林、稀少動物の保護活動等）への取組を通じ、農業者の間で、自然への配慮、農村景観の整備等、地域全体で考えるべき課題への対応が大きな要因ではないかと思われる。

< 「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例） >

○ほ場整備組合と連携し活動を推進

ほ場整備組合と連携し、ほ場整備事業実施中で管理者が未定の農用地に係る交付金を土地改良区に支出することにより、ほ場整備に係る費用負担を軽減。

1．協定締結の経緯

当地区では、ほ場整備事業の実施に向けた話し合いが多くもたれ、集落内のまとまりが形成されていた。

また、協定範囲として、センサス集落の中の対象となる農用地としており、採草放牧地を有し、また、ほ場整備事業実施地区であることから、牧野組合やほ場整備組合員が多く参加している。



なお、協定締結にあたっては、区長や土地改良区が中心となり、話し合いにより集落の合意形成を図った。

集落協定の概要

市 町 村 名	福島県いわき市			
集 落 協 定 名	なかでら 中 寺			
対 象 地 域	特定農山村、振興山村地域			
協 定 面 積 29ha	田	畑	草地	採草放牧地
	33%	-	-	67%
作 目	水稻	-	-	
交 付 金 額 102万円	個人配分分 50%			
	共同取組活動分 (50%)	役員報酬	13%	
		農用地に関する事項（法面管理、鳥獣被害防止対策） 5%		
		水路農道管理 29%		
		多面的機能増進活動（景観に配慮した作物の作付け） 1%		
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、研修参加等） 1%		
		事務用品等の経費 1%		
協 定 参 加 者 19人・組織	農業者 18人			
	生産組織 1			

2．取り組みの内容

ほ場整備組合と連携した取組として、ほ場整備事業実施中で管理者が未定の農用地に係る交付金を土地改良区に支出することにより、ほ場整備に係る個人の費用負担の軽減に大きく寄与している。

また、担い手農家が新技術修得のために、福島農業短期大学での研修会に参加し、大型特殊・けん引免許を取得する等の成果がでている。

・研修会への参加 目標：2人 → 実績：2人

なお、農作業の効率化を推進するための農作業の受委託に関しては、受委託者間の合意形成はあるものの、ほ場整備事業実施中で管理者が未定のため、目標面積には到達していない状況である。

・農作業の受委託 目標：500a → 実績：400a

3．取り組みによる効果

婦人会等が行う水路・農道等のゴミ拾い奉仕作業に対しても、交付金を活用して助成することができ、地域内のコミュニケーションの醸成にも効果があった。

< 「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例） >

○ 農協が会計事務を担当し協定活動を支援

農協が協定集落の会計事務を担当し、集落協定の活動を支援している。また、畦畔に芝を定植し畦畔管理の負担減を図っている。

1. 協定締結の経緯

当地区では、兼業農家の増加、高齢化の進展により耕作放棄地の増大が懸念されていたが、耕作組合を組織して効率的な農業経営を進めるなどして水田を維持してきた。しかし女性と高齢者に依存する傾向が進む中で、急傾斜地の畦畔管理をはじめとする負担に対応するのが難しくなり、耕作放棄地が広がる危険性があった。

このような状況の中で、地域営農システムの構築を模索していたが、協定を締結することで、当面の農地の維持管理が約束されるとともに、将来的に集落営農に移行するにも、協定による取組が生かされると考え、協定締結に至った。



集落協定の概要

集落協定の概要

市 町 村 名	長野県飯山市			
集 落 協 定 名	柳原地区中山間地域振興委員会			
対 象 地 域	特定農山村地域			
協 定 面 積 35ha	田	畑	草地	採草放牧地
	100%	-	-	-
作 目	水稻	-	-	-
交 付 金 額 742万円	個人配分			30%
	共同取組活動分 (70%)	役員報酬	5%	
		農用地に関する事項（法面管理）	10%	
		水路農道管理	16%	
		多面的機能増進活動（景観作物作付け、ビート確保）	16%	
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、研修参加等）	15%	
		事務費等	8%	
協 定 参 加 者 98人	農業者 98人			

なお、協定締結にあたっては、市、農業委員、飯山市営農センター、農協が働きかけるとともに、集落内では用水委員会が中心となって合意形成を図った。

2．取り組みの内容

今後、高齢化が進むにつれ畦畔の管理が大きな問題になると考え、まずその負担を軽減する方策として畦畔に芝を植えることとした。先進地を視察するなど研究し、芝の種類は「みやこ」という生育の早い種に決定した。試験的に一部畦畔(1,330m、400㎡)に定植するとともに、種芝を購入し、休耕田20aを活用して育てている。種芝は担当者を決めて管理し、今後、畦畔への定植を進めることとしている。なお本集落は「みやこ」の栽培権利も取得している。

また、当地区では、用排水については用水委員会、耕作については耕作組合とそれぞれ中心となる組織が以前からあったことや、飯山市営農センターの支援を得ながら、当地区の地域営農システム構築を検討する中で、集落営農を目指すこととし、先進地視察、研修会、集落内の合意形成、行政や農協との連携・調整を進め、平成14年2月に240戸の農家を構成員とする柳原営農組合を立ち上げた。

< 柳原営農組合平成14年度計画 >

- ・水 稻 耕 作：56ha（うち直播栽培：40ha）
- ・転作作物栽培：5ha
- ・農作業受託：10ha(耕起、代掻、収穫 各10ha)
- ・水 稻 育 苗： 発芽苗 2,000箱、硬化苗 1,000箱

更に、推進機関との連携として、柳原営農組合の事務局である農協支所が協定集落の会計事務を担当し、集落協定の活動を支援している。

3．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより、農地や水路を守ろうという気持ちが強くなった。今後は、畦畔への芝の定植による畦畔管理の負担軽減が期待される。

< 「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例） >

○ 土地改良区・水利組合との連携

末端用水路等の維持・管理について水利組合と連携していくとともに、集落協定の事務を委託していくことによって、水利組合との連携の強化を図る。

1. 協定締結の経緯

当地区では、県営畑地帯総合整備事業に伴い設立された土地改良区の4つの工区毎に受益地管理組織が設けられており、整備事業の地元の関係機関として、事業要望や用地・施行の立会い等の取組を行ってきた。



協定締結にあたっては、整備事業の各工区の範囲が1ha以上という団地要件を満たしているとともに、共同取組活動として水路の維持・管理等を行えることから、受益地管理組織の役員が中心となって各工区毎に合意形成を図り、各工区毎に協定を締結することとなった。

集落協定の概要

市 町 村 名	静岡県引佐郡三ヶ日町			
集 落 協 定 名	三ヶ日町南部、三ヶ日町東部、三ヶ日町中部、三ヶ日町北部（全4集落協定）			
対 象 地 域	特定農山村地域			
協 定 面 積 1,275ha	田	畑	草地	採草放牧地
	-	100%	-	-
作 目	-	みかん	-	-
交 付 金 額	個人配分分			29%
1億1166万円	共同取組活動分 (71%)	幹線水路の維持管理のための土地改良区への支払い	18%	
		ポンプ施設管理等のための基金造成	53%	
協 定 参 加 者 1,649人	農業者 1,649人			

2．取り組みの内容

協定締結後に、畑かん施設水利組合が発足したことから、末端用水路等の維持・管理について連携していくとともに、集落協定の事務を水利組合に委託していくことによって、水利組合との連携を強化していくこととしている。

また、共同取組活動として、鳥獣害防止対策を行っており、具体的には、有害鳥獣を駆除する手段としての狩猟免許取得希望の農業者を募り、狩猟免許受験費用、講習会参加費用及び狩猟登録費用の一部について、交付金を活用して助成している。狩猟免許取得者には罾を支給して有害鳥獣を狩猟してもらったり、檻を集落で購入し、免許取得者に貸与して有害鳥獣の駆除をしてもらうことによって、耕作放棄地の発生防止と農業生産活動の持続を図っている。

更に、担い手の育成・確保については、協定締結時には、ほとんどの専業農家が認定農業者として認定されており、現在は、285名となっている。また、農作業受託組織も1組織であるが組織化されていたこともあり、今後は各集落毎に認定農業者による農作業受託組織を組織し、農業委員会、農業協同組合、支援センターといった各種農業諸団体との連携により耕作放棄地の発生防止等を図っていくこととしている。

3．取り組みによる効果

本制度の導入によって、畑かん施設管理の面で水利組合の立ち上げが可能となった。これまでは、地域の役員が個々に実施していた末端用水路等の維持管理を一括して水利組合で行えるようになったため、地域の役員も農作業に専念できるようになった。

< 「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例） >

○ 会計経理等の事務を行う職員を雇用

交付金を活用して、集落協定に係る会計経理等の各種事務処理を行う職員を雇用し、農業者の負担を軽減している。

1. 協定締結の経緯

当集落は、自己完結型の農業を行っていたが、集落営農組織の設立と耕作放棄地の発生防止を目標として、本制度に取り組むこととなった。

協定締結にあたっては、対象農業者を中心に制度の説明を行い、その後、地元区長がリーダーとなり合意形成を図った。



集落協定の概要

市 町 村 名					三重県阿山郡阿山町									
集 落 協 定 名					おとわ音羽									
対 象 地 域					振興山村地域									
協 定 面 積 17ha					田		畑		草地		採草放牧地			
					100%		-		-		-			
作 目					水稻		-		-		-			
交 付 金 額 361万円					個人配分							48%		
					共同取組活動分 (52%)			役員報酬				10%		
								事務員報酬、印刷代等雑費				7%		
								多面的機能増進活動（ベンチ、レンゲ種子等）				2%		
								生産性向上・担い手定着（オペレーター研修）				1%		
								トラクター、機械格納庫等購入のための積立				32%		
協 定 参 加 者 35人					農業者 35人									

2．取り組みの内容

本協定における特徴的な取組として、集落協定に係る事務作業が多いことから、交付金を活用して、事務職員を雇用しており、パソコンの使用や会計経理等の事務処理を行っている。

その他の取組として、農用地の維持・管理はもちろんのこと、共同作業による道路・水路等の維持・補修や景観形成作物（レンゲ）の作付けを行っており、農業・農村の有する多面的機能の増進に向けた取組が行われている。

また、当集落は、兼業農家が多く、農業機械への過剰投資や転作面積の増大、米価の低迷により農業経営が苦しく、自己完結型の営農を行ってきた。そのため、本制度の導入を契機に、生産コストの低下や労働時間の短縮が図られるよう、生産性の高い農業を実践するために、集落営農組織の設立に向けて、営農座談会に積極的に参加するとともに、協定の役員による組織化の必要性についての話し合いを鋭意行っているところである。

3．取り組みによる効果

協定の事務処理を行う事務職員を雇用したことにより、農業者が農業生産活動等に専念できる体制が整い、さらなる活動が期待される。

また、集落営農組織の設立に向けた話し合いが行われるなど、営農の継続に向けた前向きな取組が行われている。

< 「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例） >

○協定の事務を土地改良区に委託

土地改良区が、協定集落から委託費を受け取り、集落協定に関する各種申請事務、交付金の会計事務等の役割を担っている。

1. 協定締結の経緯

当地区では、昭和62年度から平成9年度まで県営ほ場整備事業を実施し、地区内のほぼ全域で基盤整備が完了したものの、農業従事者の高齢化、担い手不足等により耕作放棄地が発生する可能性も出て来つつあった。



町としては、農協との出資で農地保有合理化法人である（財）岩美町農業振興公社を設立し、利用権設定、農作業の受委託のあっせん、調整等により、主に農業の担い手として認定農業者の育成を推進してきた。

集落協定の概要

集落協定の概要

市 町 村 名	鳥取県岩美郡岩 美 町 ^{いわみぐんいわみちょう}			
集 落 協 定 名	小田南部地区営農組合 ^{おだなんぶ}			
対 象 地 域	特定農山村、振興山村地域			
協 定 面 積 70ha	田	畑	草地	採草放牧地
	99%	1%	-	-
作 目	水稻	小豆、大豆	-	-
交 付 金 額 1,067万円	個人配分 50%			
	共同取組活動分 (50%)	役員報酬	3%	
		農用地に関する事項（法面管理、鳥獣被害防止対策等）	3%	
		水路農道管理	4%	
		水路農道災害復旧、集落環境整備等（残額は積立）	17%	
		多面的機能増進活動（農道への草花の植栽等）	7%	
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、農地集積等）	2%	
		小田南部地区営農組合の運営費	5%	
		小田南部土地改良区への事務委託費	9%	
協 定 参 加 者 115人・組織	農業者 114人			
	生産組織 1			

本制度の推進にあたっては、土地改良区域と協定対象農用地がほぼ一致したため、小田南部土地改良区の管理する範囲を集落協定範囲とした。また、土地改良区が推進母体となり、県営ほ場整備事業を実施した7集落で「小田南部営農組合」を設立し、土地改良区理事が組合の役員になるとともに、それぞれの集落代表である土地改良区理事が中心となり、集落で何回も協議を重ね、地域全体の取組の中で農地を保全していこうという意識が形成され、農家の同意を得るに至った。

2．取組みの内容

小田南部土地改良区は、小田南部営農組合の役員を兼任し、また、協定集落から委託費を受け取り、集落協定に関する各種申請事務、交付金の会計事務等の役割を担っており、一体的な取組を行っている。

また、共同取組活動の中で、交付金を活用して、平成12年に全長30kmに及ぶイノシシ被害対策用電気柵を設置した。

更に、地域全体での農地の保全を図るため、利用権設定、作業の受委託による農地の集積を行い、集落外の2名を含む5名の認定農業者（現在は4名）が、主に水稻及び大豆栽培の作業の受託により、協定農用地の一部を管理している。

現在は、土地改良区と連携を取りながら、小田南部営農組合の広域的生産組織への展開の準備を進めるとともに、企業的経営を行う認定農業者と生産組織の地域における役割を明確化し、相互の協力体制の整備の検討を行うなど、今後の営農の発展に向けた取組を行っている。

3．取組みによる効果

協定を通じた活動により、農地の自発的な保全意識の高まりが見られるほか、各集落の営農体制の再検討がされつつある。

< 「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例） >

○生産組合が中心となって活動を推進

集団転作を行う生産組合が中心となって協定の合意形成・活動を行っている。

1．協定締結の経緯

本地区には、生産調整のために黒大豆の集団転作を行う生産組合があり、この生産組合をベースに本制度に取り組むこととなった。

生産組合の範囲は、行政区の範囲でもあり、もともと集落活動を行っていた範囲でもあったことから、円滑な合意形成がなされた。



また、協定締結にあたっては、町が対象となる農用地及びその耕作者を生産組合に示し、生産組合を中心に話し合いを重ね、総会で内規をつくるなどして、合意形成を図った。

集落協定の概要

集落協定の概要				
市 町 村 名	岡山県 くめぐんくめなんちょう 久米郡久米南町			
集 落 協 定 名	里 さと 方 が 北 きた			
対 象 地 域	過疎地域			
協 定 面 積 25ha	田	畑	草地	採草放牧地
	100%	-	-	-
作 目	水稻、黒大豆	-	-	-
交 付 金 額 522万円	個人配分分			60%
	共同取組活動分 (40%)	役員報酬		2%
		農用地に関する事項（法面管理）		38%
協 定 参 加 者 35人	農業者 35人			

2．取り組みの内容

生産調整のための集団転作を行っている生産組合には、全農家が関係していることから、生産組合が中心となって活動している。

また、認定農業者３名を中心に農作業の受委託を行い、個人で耕作できなくなった場合は、生産組合の誰かにお願いするといった助け合いの精神で農業生産活動を行っている。

今後は農作業の共同化により集落組織で対応し、将来的には法人化も検討していくこととしており、協定参加者による農家研修を行い、集落組織について検討を行っている。

協定の活動として、水路道路の管理は、全員で作業を行い、周辺林地の下草刈りについては、３つの団地毎に作業を行うほか、中山間地域総合整備事業によるため池改修の負担に交付金を活用する。

3．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより、農用地の保全管理について、各自が責任感を持つようになったほか、集落内での話し合いの機会が増えた。

< 「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例） >

○ 町内の協定締結全集落で会計事務等について連携

町内の全集落協定で推進協議会を結成し、情報交換等を行うとともに、専任事務員を雇用し、農家の事務負担を軽減している。

1. 協定締結の経緯

久住連山の東山麓に位置する同町では、農業者の高齢化等に対応するため、農業機械の共同利用や農作業受委託の促進による集団営農の展開を図る農作業受委託組織の育成に取り組んできており、直接支払制度についても、耕作放棄地を出さずに農地を守っていくため、各集落や農業者等の自主性を尊重しながら、積極的に取り組む方針とした。



一方、本制度に取り組む上での課題が集落の事務負担を軽減することであったことから、同町では全ての集落協定が参加する「直入町中山間地域等直接支払推進協議会」を平成12年7月に設置するとともに、推進協議会事務局に事務を一手に引き受ける専任の事務員を1名雇用し、集落の負担軽減を図ることとした。

集落協定の概要

集落協定の概要				
市 町 村 名	大分県直入郡直入町			
集 落 協 定 名	南部地域など全31集落協定			
対 象 地 域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協 定 面 積 531ha	田	畑	草地	採草放牧地
	99.7%	0.3%	-	-
作 目	水稻	飼料作物	-	-
交 付 金 額 9,226万円	個人配分分			50%
	共同取組活動分 (50%)	役員報酬	2%	
		農道・水路の維持補修	14%	
		共同利用機械の購入	7%	
		推進協議会の運営	4%	
		その他	23%	
協 定 参 加 者 694人	農業者 694人			

2．取り組みの内容

推進協議会の事務局に1名の専任の事務員を雇用し、会計事務を中心に、対象農用地の把握、集落協定に基づく事業計画書・実績報告書・収支会計報告書の作成、町役場との連絡調整、各集落間の連絡調整（共同取組活動内容や多面的機能を増進する活動内容、交付金の配分方法等について情報交換等）等を一手に引き受けている。

同町では、稲作の作業受託に取り組んでいる9つの農作業受委託組織と推進協議会が農地の保全・管理の観点から連携していくことを今後の課題としている。

なお、推進協議会の運営経費（人件費、事務費）については、交付金の一部を充てており、集落が協定締結面積に応じて負担している。

3．取り組みによる効果

各協定集落の事務処理の労力が大幅に軽減されたことにより、集落協定に基づく共同取組活動等に専念することができ、本制度の円滑な実施につながった。

< 「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例） >

○ 農協が会計事務を担当し協定活動を支援

農協が集落協定の会計経理を担当し、事務処理の支援を行っている。また、交付金を全額共同取組活動分に配分し、堆肥、農薬を現物支給している。

1. 協定締結の経緯

協定締結以前は、村内3集落毎に各自で定期的に会合を持っていた。また、農道・集落内の清掃・美化活動を集落全体で定期的に行っていた。

本村は3集落からなり、各集落の農家は全てサトウキビを主要作目とした同様な営農形態にあり、あえて集落別に協定を締結するより、交付金額が多くなれば大型機械の購入も可能になるなど、交付金をより有効に活用するためには規模を考慮し、村全体で一つの集落協定として締結した。



集落協定の概要

市 町 村 名					しまじりぐんきただいとうそん 沖縄県島尻郡北大東村										
集 落 協 定 名					北大東村農業集落協定										
対 象 地 域					過疎、沖縄地域										
協 定 面 積 546ha					田		畑		草地		採草放牧地				
					-		100%		-		-				
作 目					-		サトウ、馬鈴薯		-		-				
交 付 金 額 1,912万円					個人配分							0%			
					共同取組活動分 (100%)		役員報酬、集落協定会運営事務費等							3.6%以内	
							水路等維持管理、多面的機能増進活動等							96.4%	
協 定 参 加 者 95人					農業者							95人			

また、事業導入の際、事務的処理の繁雑さから交付金の運営が危ぶまれたが、交付金運営規則を定めて農協内に事務局を設置し、農協職員が事務処理の支援にあたることとした。

なお、本協定の対象農用地は、知事特認基準である遠隔離島地の条件不利農用地として指定されている。

2．取り組みの内容

集落協定の会計経理については、年間10万円を北大東村農業協同組合（現沖縄県農業協同組合北大東支所）に支払い、農協職員が担当している。また、村内農家に対する確定申告の指導も同職員が行っている。

交付金の使途については、北大東村農業集落協定会議運営規則を定め、毎年度、総会で決定することになっている。平成13年度は、交付金を全額集落でプールし、個人配分については現金ではなく、農薬、堆肥の現物支給を行った。

主な共同取組活動として、害虫駆除作業、耕作放棄防止に向けた集落座談会などを行った。

また、非農家は集落協定に参加していないが、非農家と共に集落内の美化活動を実施している。

3．取り組みによる効果

交付金の使途をめぐり集落内で意見が多く出るようになり、会合も導入以前に比べ多くなっている。また、共同作業による非農家、営農組織、土地改良区等との横のつながり、農協との連携が密になるなど集落内の結束が強化されている。

また、営農面の効果として、交付金の交付と害虫駆除の時期が重なったため、参加農家全員に害虫駆除農薬の配布を行い駆除効果を高めることができた。

< 「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例） >

○ 土地改良区が事務処理を担当

会計・経理等の事務処理を土地改良区の職員が担当するとともに、確定申告の指導も土地改良区が主体となって、役場税務課、県所管課と連携して行っている。

1. 協定締結の経緯

町では当初、財政難、集落の合意形成困難を理由に直接支払制度の実施を見送る予定だった。しかし、町内集落説明会を実施する中で、既に集落共同作業に取り組み、合意形成が可能な集落があったことから、当集落をモデル集落として町内の他集落への啓蒙活動強化を図る目的もあり、当集落での導入を推進することとした。



また、当集落では、直接支払制度の導入以前は、集落で共同作業を実施する際に、参加しない農家から5,000円程度を徴収し、活動費の一部に当てていた。そのため、ペナルティー的な賦課金を行う共同作業のあり方について疑問を持つ農家も多く、改善を検討していた。

集落協定の概要

集落協定の概要				
市 町 村 名	沖縄県八重山郡竹 富 町 やえやまぐんたけとみちょう			
集 落 協 定 名	おおとみ 大 富地区			
対 象 地 域	特定農山村、沖縄地域			
協 定 面 積 58ha	田	畑	草地	採草放牧地
	-	68%	32%	-
作 目	-	サトウキビ		-
交 付 金 額 193万円	個人配分			50%
	共同取組活動分 (50%)	役員・経理事務報酬		4%
		集落の共同活動の経費		1%
		積立		45%
協 定 参 加 者 29人	農業者 29人			

以上のことから、当集落の農業者が本制度に興味を示すとともに、当集落の全農家は同一の土地改良区に属しているため、土地改良区が中心となって制度の説明を行ったことから、協定締結に至った。

2．取り組みの内容

集落の全農家が加入する土地改良区を対象として集落協定を締結したことから、事務処理に関しては土地改良区の職員が担当し、会計・経理を行っている。また、確定申告の指導も土地改良区が主体となって、役場税務課、県所管課と連携して行っており、各種機関との連携が図られている。

当集落は、昭和27年に県内他市町村や竹富町からの入植で出来たこともあり、当初より営農共同体としての意識が高く、現在でもサトウキビの収穫等の農作業を共同で実施するほか、集落内の農道等の清掃・美化活動も定期的に行っている。

協定活動としては、平成13年度は赤土流失防止、景観形成を兼ねて農用地周辺に月桃を植栽したほか、地域の特色として台風被害が大きいため、防風林を共同で管理し、下草刈り等を定期的に行っている。

また、近年、観光地として注目されている西表島だが、当集落では、農業の振興による集落の活性化を図っており、サトウキビに次ぐ主要品目として肉用牛（石垣牛）の育成に取り組んでいる。

3．取り組みによる効果

制度の導入にあたって、交付金の使途に関して検討を行ったことが、会合の増加や、個々の積極的発言につながった。制度導入後は、集落内農道等の清掃活動等の共同取組活動の回数が増加し、共同作業等の実施体制が強化された。

< 交付金の交付配分に特徴のある事例 >

○ 個人への配分 90 %

町の基本方針には「1 / 2 以上が共同取組活動に使用されることが望ましい」と記されているが、共同取組活動の内容を勘案して90%を個人配分とした。

1. 協定締結の経緯

当集落では、共選組織がなく、殆どの農家が個選個販体制を取っていることから、共同取組活動として担い手の育成を目的とする活動を重点的に位置付けている。そのため、町基本方針では「直接支払い額の概ね1 / 2 以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい」とされているが、交付金の90%を個人配分している。



また、協定締結にあたっては、農業委員並びに今後とも集落内農業の中心的な役割を果たす青壮年層の農業者が中心となって合意形成を図った。

集落協定の概要

市 町 村 名	和歌山県 ^{ありだぐんゆあさちよう} 有田郡湯浅町			
集 落 協 定 名	た 田			
対 象 地 域	半島地域			
協 定 面 積	田	畑	草地	採草放牧地
169ha	-	100%	-	-
作 目	-	温州みかん	-	-
交 付 金 額	個人配分分			90%
1,939万円	共同取組活動分			10%
協 定 参 加 者	農業者 155人			
155人				

2．取り組みの内容

比較的農業後継者が多い当集落では、優良な担い手の育成・確保を目的に作業の効率化や生産技術・品質の向上等に資する活動に重点的に取り組むため、交付金の配分は個人に重点を置いている。また、具体的には、摘果講習会、剪定講習会、パソコン勉強会、認定農業者制度説明会、先進地や果専店の視察研修会、講演会等を行っている。

また、子供たちに集落内の主産業である農業について、体験または理解を深めてもらうために、小学校と連携を図り、地域学習活動への協力として生徒を受け入れたり、美化活動への協力として苗・球根等を配布している。その他、非農家を含む婦人等とも連携を図り、美化活動や親子交流会等にも協力している。

3．取り組みによる効果

交付金を活用して講習会等を開催することにより、農業者が生産技術や品質等の向上に関する情報を得る機会が増えたため、各々の農業者が、生産技術等の向上に対して一層心がけるようになった。

< 交付金の交付配分に特徴のある事例 >

○ 個人への配分 96 %

従来から農家同士が連携をとって水路・農道等の維持・管理を自主的に行ってきたことから、交付金のほぼ全額を個人配分とした。

1. 協定締結の経緯

当地区は梅畑が連担する急傾斜地であり、協定締結以前から農家同士が連携をとって水路や農道等の清掃・除草・補修などの維持・管理を自主的に行ってきた。

日本一の梅産地を守るためには、今後も水路や農道等の維持・管理を継続することが重要であり、そのためにも本制度を導入することが望ましいことから、村が集落の農家に対して参加意向調査を行い、参加する農家で合意形成を図った。



集落協定の概要

市 町 村 名	和歌山県日高郡南部川村 ひだかくんみなべがわむら			
集 落 協 定 名	東 本 庄13 ひがしほんじょう			
対 象 地 域	特定農山村、振興山村、半島地域			
協 定 面 積 11ha	田	畑	草地	採草放牧地
	-	100%	-	-
作 目	-	梅	-	-
交 付 金 額 129万円	個人配分			96%
	共同取組活動分（役員報酬）			4%
協 定 参 加 者 36人	農業者 36人			

2．取り組みの内容

交付金の配分割合については、村は50％程度を共同取組活動分として活用するよう集落に対して説明を行ったが、当集落において検討した結果、水路や農道等の維持・管理は従来から農家同士が連携をとって行っており、共同取組活動として交付金を配分しなくとも水路・農道等の維持・管理は行われると判断されたため、ほぼ全額を個人配分することとなった。なお、集落協定のリーダーである1名の農家については、農業所得が県内の都市部の勤労者1人当たりの平均所得を上回るため、その分は共同取組活動分に充当している。

共同取組活動においては、農用地の法面の崩壊を未然に防止するための点検や、作業道の設置等の基盤整備についても、従来どおり集落の話し合いにより取り組んでおり、また、認定農業者の育成を図るため研修会等を開催した。

3．取り組みによる効果

水路や農道等の清掃・除草・補修などの維持・管理については、本制度の導入後も従来どおり健全に行われており、良好な農村環境が保たれている。

< 交付金の交付配分に特徴のある事例 >

○ 個人への配分 100%

町の基本方針には「1/2を共同取組活動にしたほうが望ましい」と記されているが、各個人の農業生産活動を重視するため全て個人配分とした。

1. 協定締結の経緯

当地区は、高齢化率37%、基盤整備率0%という地帯である。

町主催の説明会の後、集落代表者が中心になり、徹底した話し合い活動を幾度となく開催し、協定締結に至っている。

なお、場所が離れていることから、当地区には、2つの集落協定が存在している。



集落協定の概要

市 町 村 名	高知県香美郡土佐山田町 かみぐんとさやまだちょう			
集 落 協 定 名	平山1 ひらやま			
対 象 地 域	特定農山村地域			
協 定 面 積 5ha	田	畑	草地	採草放牧地
	86%	14%	-	-
作 目	稲、ヤッコネギ	柚子、みかん	-	-
交 付 金 額 101万円	個人配分分			100%
	共同取組活動分			0%
協 定 参 加 者 9人	農業者 9人			

2．取り組みの内容

本集落では、総会を踏まえて役員報酬や出役賃金は無償で良いとされたことや、個人の農業生産活動を重視するとの観点から、交付金の使途は全額個人配分とした。

また、農用地及び水路・農道の管理、多面的機能の増進は充分にできているが、生産性・収益の向上に関する目標及び担い手の定着に関する目標については、現段階では達成できていないので、定着のための更なる推進が必要となっている。

なお、高齢化が著しく傾斜が厳しい等から基盤整備も困難な地域であるため、既耕作放棄地の取組活動まで手が回らず、現状の農用地を維持・管理することで精一杯の状況となっている。

3．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより話し合いの場が多くなり、みんなが生き生きとしてきた。それにより、耕作を継続しようという意識が拡大した。

このような意識の拡大の中で、土づくり推進のために、他の地域と連携して「東川堆肥生産組合」が組織され、当該組織と当該集落協定の参加者との間で、様々な連携活動がなされている。

< 交付金の交付配分に特徴のある事例 >

○ 個人への配分 95 %

水路・農道の管理についても、従来から行われている体制で十分管理できると判断したため、共同取組活動分として、役員手当程度の額とし、残りを個人配分とした。

1. 協定締結の経緯

当集落は、町内で最も標高が高い地域であるが、集落内を分断するかたちで国道が通っており、交通の便は比較的良好となっていることから、耕作管理されている農用地についても商業的開発行為の対象とした資産管理的農用地であった。このことから、本制度の説明を行った当初は、協定に参加する者が少ないのではないかと不安があったが、結果的には、多数の農業者が参加することとなった。



協定締結にあたっては、町内全体説明会において、生産組合長等へ制度の概要説明を行い、この方々を通じて集落全体へ制度の周知を行った。協定範囲については、当集落代表者と隣接集落代表者とで集落境を話し合いにより決定するとともに、範囲内の全農用地を対象に所有権者及び耕作者の調査を行い、協定対象農用地を決定した。その後、集落説明会を開催し、制度に対する理解を深めてもらい、参加者及び対象農用地を決定し、協定締結に至った。

集落協定の概要

市 町 村 名	佐賀県 ^{さがけん} 佐賀郡 ^{やまとちよう} 大和町			
集 落 協 定 名	ゆのき 柚木			
対 象 地 域	特定農山村、振興山村地域			
協 定 面 積 12ha	田	畑	草地	採草放牧地
	99%	1%	-	-
作 目	水稻、ほうれん草	柿	-	-
交 付 金 額 257万円	個人配分分			95%
	共同取組活動分			5%
協 定 参 加 者 24人等	農業者			21人
	その他			3

2．取り組みの内容

交付金の配分について、協定締結にあたり共同取組活動について検討したが、水路・農道の管理等については、1～3haのまとまりのある農用地が数カ所に分散し、それぞれのまとまった農用地毎に行われていることから、当面は従来の管理体制でも十分管理できると判断したため、共同取組活動分としては協定役員の手当程度の額とした。

このように、交付金の個人配分が大きいことから、各農用地の管理については、個々の管理者が責任を持って行うとともに、水路・農道の管理等については、まとまった農用地毎に共同取組が多く見られる状況となっている。

また、本集落は山間地であるが国道沿いに位置し、交通の利便性が良く、高齢化や農産物の価格低迷等の問題がある中でも耕作意欲があり、毎年9ha程度の稲作が行われている。

さらに、平成14年度から1戸の農家ではあるが、県の特別栽培農産物認証制度の認定を受け、高冷地野菜（ほうれん草、80a）の栽培が行われている。地元の直売所等で販売され、消費者の一定の評価を得ていることから、今後、このような地域の特性を活かした営農形態も増加するのではないかと考えられる。

3．取り組みによる効果

本制度の導入により、交付金が直接農業者に支払われることに加え、5年間は農用地を維持・管理しなければならないという使命感から、集落内農家を中心とした農業生産活動への意欲の高揚が見られる。

< 交付金の交付配分に特徴のある事例 >

○ 共同取組活動への配分 1 0 0 %

集落全員が地域の発展のための話し合いの場としての公民館改修という共通目標を掲げ、その達成のため交付金の全額を共同取組活動として積み立てることとした。

1. 協定締結の経緯

当地域においては、昭和53年に実施したほ場整備をきっかけに発足したトラクターの共同利用組合と既存の農事実行組合及び女性会が中心となり、本制度の導入を推進し、協定締結に至った。



また、基盤整備済の農用地は守るべきとの観点にたって協定を締結するとともに、協定参加者は農業者のみだが、非農家も共同取組活動には参加している。

集落協定の概要

集落協定の概要

市 町 村 名	鳥取県東伯郡三朝町			
集 落 協 定 名	吉尾			
対 象 地 域	特定農山村、振興山村地域			
協 定 面 積 9ha	田	畑	草地	採草放牧地
	100%	-	-	-
作 目	水稻	-	-	-
交 付 金 額 189万円	個人配分			0%
	共同取組活動分 (100%)	役員報酬	3%	
		水路農道管理	6%	
		集落活性化基金積立	91%	
協 定 参 加 者 14人	農業者 14人			

2．取り組みの内容

共同取組活動として2haの転作田に景観作物としてレンゲ、ソバを栽培している。

また、新規就農者の支援、定年退職者を活用したオペレーターによる生産組織の育成を図るとともに、現在個人が所有している機械の買い換え時に農業用機械(コンバイン)の共同購入・共同利用を図ることとしている。

交付金は全額共同取組活動分に配分し、その大部分を集落全員の願いである公民館の改修のために積み立てている。

3．取り組みによる効果

協定の活動を通じて集落の取組活動が積極的になって来ており、交付金を有効利用しようということを基本に、全員で村の将来を考えるようになった。

また、定年退職者も含めた世代間交流が進むとともに、各個人が地域の農用地を守って行くためには、全員が参加する必要があるという意識が芽生えてきた。

このため、協定農用地への参加、話し合いの機会の増加等が顕著に表れてきている。

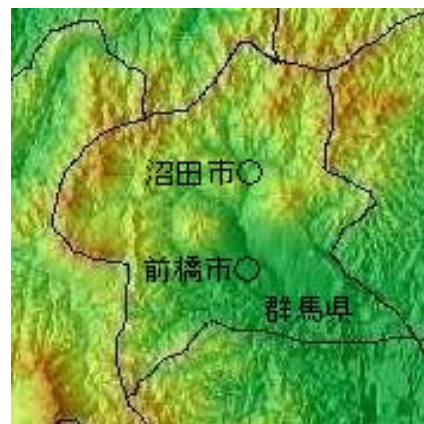
< 個別協定事例（認定農業者等の個人が参加している事例） >

○ 自作地を含め景観形成作物を作付け

集落から離れたところにある農用地を個別協定で対応し、多面的機能を増進する活動として景観形成作物の作付けを行うことにより自作地も含めている。

1．協定締結の経緯

協定農用地のうち75%を占める草地は、畜産基盤再編総合整備事業により草地造成したものであり、また、集落から離れたところにあり、集落協定による共同取組活動等の範囲とするには難しいと思われたため、当該農用地を個別協定で対応することとなった。



協定参加者は認定農業者であり、また、中堅的な酪農家で、自作地454 a・借地110aを対象農用地として協定に取り組んでいる。

特に、借地はすべて田で、飼料作物（トウモロコシ）を栽培し飼料自給率の向上による経営安定と、地域における米の生産調整に協力している。

個別協定の概要

市町村名	群馬県沼田市			
対象地域	特定農山村、振興山村地域			
協定面積 5.6ha	田	畑	草地	採草放牧地
	25% (飼料用トウモロコシ)	-	75% (牧草)	-
交付金額	35万円			
協定参加者 1人	認定農業者 1人			

2．取り組みの内容

農用地の法面や水路・農道等の草刈り及び点検実施するとともに、主に畜舎周辺において景観形成作物の作付けを行っている。

3．取り組みによる効果

農業者及び農業者以外の住民の農地保全への意識が高まった。

< 個別協定事例（認定農業者等の個人が参加している事例） >

○ 農業所得の増加による営農意欲の向上

直接支払制度の導入により、直接農業所得の増加となるため、営農意欲の向上が図られている。

1. 協定締結の経緯

米価の低迷等により営農意欲を失いつつあったが、本制度の導入を行えば、直接農業所得の増加となるため、積極的に取り組むこととなった。

2名の認定農業者がそれぞれ個別協定を締結している。



個別協定の概要（全2協定）

市町村名	愛知県東加茂郡下山村 ひがしかもくんしもやまむら			
対象地域	特定農山村、振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
9.4ha	100%（水稻）	-	-	-
交付金額	116万円			
協定参加者 2人	認定農業者	2人		

2. 取り組みの内容

2名の認定農業者は利用権設定により、それぞれ、村内4集落の254a、村内8集落の687aにおいて耕作を行っている。

3. 取り組みによる効果

直接農業所得の増加となるため、営農意欲と生産性の向上が図られている。

< 個別協定事例（認定農業者等の個人が参加している事例） >

○ 受委託の正しいあり方に対する理解の向上に貢献

曖昧な形で交わされていた作業受委託契約が、受委託契約書の作成というかたちで表れ、農作業の正しい受委託に対する理解を深めることができた。

1．協定締結の経緯

当該農業者は、認定農業者ではないが、農業委員等を努め地域の担い手農業者としての活動を行っていることから、町において認定農業者に準ずる者として認定し、協定を締結した。



個別協定の概要

市町村名	愛知県 きたしたらくんいなぶちよう 北設楽郡稲武町			
対象地域	特定農山村、振興山村地域			
協定面積 1.1ha	田	畑	草地	採草放牧地
	100%（水稻）	-	-	-
交付金額	11万円			
協定参加者 1人	認定農業者に準ずる者 1人			

2．取り組みの内容

協定締結以前から、水稻の作付けに関する作業の受委託を行っている。

3．取り組みによる効果

今まで曖昧な形で交わされていた作業受委託契約が、本制度導入により受委託契約書の作成というかたちで表れ、農作業の正しい受委託に対する理解を深めることができた。

< 個別協定事例（認定農業者等の個人が参加している事例） >

○ 集落協定の締結が困難なため個別協定を締結

高齢化による農用地の維持管理の継続に対する不安のため、集落協定の締結は困難であったが、個別協定を締結することにより耕作放棄地の発生防止が図られている。

1．協定締結の経緯

当地区では、1 ha以上の団地があるため、集落協定で行うことも可能であったが、高齢化により5年間農用地の維持管理を継続することに不安があったため、集落協定を締結することは困難であった。

そこで、一部の農用地でも荒廃化を防ごうという認定農業者の意向により個別協定を締結することとなった。



個別協定の概要

市町村名	愛知県 みなみしたらくんつくでむら 南設楽郡作手村			
対象地域	振興山村、過疎地域			
協定面積 0.4ha	田	畑	草地	採草放牧地
	100%（大豆）	-	-	-
交付金額	8万円			
協定参加者 1人	認定農業者	1人		

2．取り組みの内容

認定農業者が利用権の設定を行った農用地を対象として個別協定を締結し、当該農用地で生産された大豆を原材料に、地域の味噌作りに貢献している。

また、交付金は、大豆生産に必要な機械器具の購入・維持管理に充当している。

3．取り組みによる効果

集落協定の締結には至らないものの、集落の一部の農用地であっても個別協定を締結することにより、耕作放棄地の発生防止が図られている。

< 個別協定事例（認定農業者等の個人が参加している事例） >

○ 町外在住者の農用地を認定農業者が受託

対象農用地の所有者が町内在住ではないため、集落協定締結が困難であったことから認定農業者が当該農用地を個別協定で対応。

1．協定締結の経緯

対象農地引受け者である認定農業者O.Mは町内在住だが、対象農用地所有者が町内在住ではないことや団地が点在していることから、集落協定での取り組みが難しかった。このため、当該農用地を個別協定で対応することとした。



個別協定の概要

市町村名	広島県 ふたみくんきさちょう 双三郡吉舎町			
対象地域	振興山村、過疎地域			
協定面積 0.7ha	田	畑	草地	採草放牧地
	100%（水稻）	-	-	-
交付金額	14万円			
協定参加者 1人	認定農業者	1人		

2．取り組みの内容

農業生産活動及び法面保護（畦畔管理）を実施。自作地は含まないので、特に多面的機能増進活動の位置付けはない。

3．取り組みによる効果

個別協定により、町外在住の者の農用地の中・長期的な維持・管理が可能となった。

< 個別協定事例（生産組織等の組織が参加している事例） >

○ 地域農産物を創出するための実証展示圃を運営

野生動物による被害の少ない地域農産物を創出するために、新作物実証展示圃を運営し、営農の継続に向けた取組を行っている。

1. 協定締結の経緯

村では、鳥獣被害と耕作放棄地が随所に見られ、耕作道の除草等もおろそかになりがちであり、かつては450haもあった農用地が、現在では130haと年々減少し、このままでは、農業生産のみならず、集落機能の維持さえ危惧された。

そこで、指導チーム（村、公社、JA、県、普及センター等）で話し合われた脇野沢村農業振興公社を中心とした耕作放棄地の発生防止対策等について農業委員会と協議し、農業委員会が個々の農家に説明を行い協定締結に至った。



個別協定の概要

市町村名	青森県 しもきたくんわきのさわむら 下北郡脇野沢村			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎、半島地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
43.5ha	-	58% (ソバ、赤かぶ等)	-	42%
交付金額	94万円			
協定参加者	(社)脇野沢村農業振興公社（構成員：7名） 設立年月：平成8年3月 出資率：村51%、農協47%、その他2%			

2. 取り組みの内容

耕作放棄のおそれのある農用地28.5haを本公社が引き受けて、農用地の賃貸借や担い手が出てくるまで管理耕作と作業受託を行うこととしており、管理農地に馬鈴薯、赤かぶ、そば、緑肥作物を作付けしている。

また、担い手等の育成の指導、野生動物による被害の少ない地域農産物を創出するための加工用イチゴやミョウガ等の新作物実証展示圃等による技術の普及を行っており、交付金は全額、農地保全管理や実証展示圃の運営等に使用している。

3. 取り組みによる効果

制度導入により、公社の管理する農用地の保全管理等が進むにつれ、周囲の農用地の保全管理も進み、耕作放棄地が少なくなりつつある。また、公社が主催する農業講座や研修に参加する農家が増えつつある。

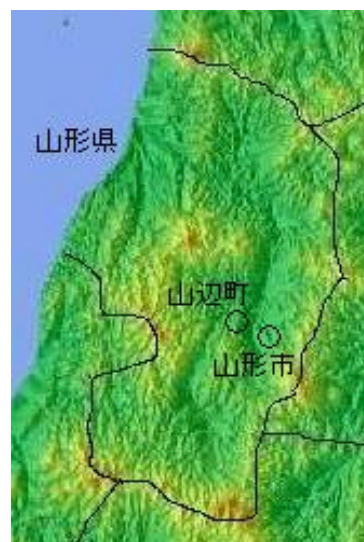
< 個別協定事例（生産組織等の組織が参加している事例） >

○ 放牧場の運営維持に交付金を活用

頭数の減少や管理人の高齢化など、畜産業を取り巻く環境の変化により放牧場の運営維持が心配されたが、本制度導入により管理体制の維持が明確になった。

1．協定締結の経緯

山形農業協同組合は、本制度を導入する以前から放牧場を運営しており、面積・傾斜度等の要件を満たすことから、山形農業協同組合と町で協議を行い個別協定として取り組むこととなった。



個別協定の概要

市町村名	山形県東 村 山 郡山辺町 ひがしむらやまくんやまのへまち			
対象地域	特定農山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
15.0ha	-	-	100%（牧草）	-
交付金額	45万円			
協定参加者	山形農業協同組合			

2．取り組みの内容

三ツ森山放牧場として、5月から11月の間に開設しており、近隣市町の牛を生育している。

また、交付金は借地料・管理人賃金などに充当している。

3．取り組みによる効果

頭数の減少や管理人の高齢化など、畜産業を取り巻く環境の変化により運営維持が心配されたが、本制度導入により管理体制の維持が明確になった。

< 個別協定事例（生産組織等の組織が参加している事例） >

○ 生産性の低い農用地を再整備

生産性の低い農用地において、進入道路の整備等による再整備を行い、転作地としての管理が容易になった。

1．協定締結の経緯

町から制度の説明を受けた後、生産組織内で協議を行い協定締結に至った。

なお、梨之木田転作組合は、転作の共同作業を行っている生産組織である。



個別協定の概要

市町村名	山形県西置賜郡飯豊町 ^{にしおきたまぐんいいでまち}			
対象地域	過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
3.1ha	100%（牧草）	-	-	-
交付金額	66万円			
協定参加者	なしのきだ 梨之木田転作組合（構成員：6名） 設立年月：平成11年4月 経営耕地面積：3.13ha（借地） 作業受託面積：- ha			

2．取り組みの内容

対象地区の農用地面積の全てを賃貸借により転作を行い、管理については組織メンバー全員で取り組んでいる。

また、交付金を活用し、進入道路の整備、ほ場区画・配水路の整備を実施した。

3．取り組みによる効果

生産性の低い農用地を、交付金を活用して農用地として改めて再整備することができ、転作地としての管理が容易になった。

< 個別協定事例（生産組織等の組織が参加している事例） >

○ 受託面積を拡大し耕作放棄地の発生を防止

協定の締結により、比較的条件が悪いためにこれまで受託しにくかった農用地も受託し、面積拡大を図っている。

1．協定締結の経緯

以前より、大湫機械化営農組合が利用権設定と作業受託契約を進めていたこともあり、営農組合の経営の安定化に資するため、協定を締結した。



個別協定の概要

市町村名	岐阜県 ^{みずなみし} 瑞浪市			
対象地域	特定農山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
10.9ha	100%（水稻）	-	-	-
交付金額	229万円			
協定参加者	農事組合法人 ^{おおくて} 大湫機械化営農組合（構成員：6名） 設立年月：昭和51年3月 経営耕地面積：35ha（借地） 作業受託面積：田植え12.9ha、稲刈り15.5ha等			

2．取り組みの内容

早くから営農組織を設立し、利用権設定や作業受委託契約により地域の水田農業を担っている。

交付金は、米価の低迷に伴う収入減の補充につながり、主に農機具の修理、購入に役立っている。

3．取り組みによる効果

本制度の導入により、営農に対する意欲が沸き、比較的条件が悪いためにこれまで受託しにくかった農用地も受託することとなった。

< 個別協定事例（生産組織等の組織が参加している事例） >

○ 特定農業法人が転作作業受託

「（農）おおずえ」が、水田転作を一手に引き受け、転作作物としてタマネギ・ケールの栽培と農道・水路の維持管理作業を実施。

1. 協定締結の経緯

本地区は、農地の形状が悪く営農に適していない（棚田で粘土質の排水が悪い）ところであり、過疎化・高齢化の進行により耕作放棄地が目立つ地域であった。

しかし、ほ場整備を契機に特定農業法人を設立し、当該組織により効率的な農業生産活動に取り組んでいる。



個別協定の概要

市町村名	島根県 ^{ますだし} 益田市			
対象地域	振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
4.9ha	100%（水稻）	-	-	-
交付金額	88万円			
協定参加者	農事組合法人 おおずえ（構成員：16名） 設立年月：平成12年3月 経営耕地面積：5.3ha（借地） 作業受託面積：0.4ha			

2. 取り組みの内容

本地区は、もともと転作に適さない土地条件であったが、ほ場整備（整備率100%で既耕作放棄地が存在しない）を契機に、集落営農組織を発展させて特定農業法人を設立し、ケールやタマネギの転作作物の導入により安定的な農業生産活動を行っている。

直接支払交付金は、機械購入（タマネギ収穫機・皮剥機）・排水対策（暗渠排水埋設）に活用している。

3. 取り組みによる効果

地区外在住の農用地所有者が5名おり、このほ場の耕作が問題となったが、特定農業法人による個別協定の締結により、将来に渡って農用地を守ることができた。

また、交付金活用によりきめの細かい排水対策が早期に実施され、効果的な転作作物の作付けができた。

< 個別協定事例（生産組織等の組織が参加している事例） >

○ 個別協定で農用地の流動化を促進

農用地流動化を促進する中で、横田町農業公社が中間管理として管理耕作・保全管理作業を実施するため、個別協定を締結。

1．協定締結の経緯

直接支払導入以前より、受託による管理耕作がされていた経緯があり、農地の管理について協定を結ぶことには抵抗がなかった。

また、合意形成は、町を仲介役として、委託者（農家）と受託者（公社）の調整を図った。



個別協定の概要

市町村名	島根県 ^{にたぐんよこたちょう} 仁多郡横田町			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
15.5ha	61%（水稻）	39%（大根、キャベツ）	-	-
交付金額	159万円			
協定参加者	(社)横田町農業公社（構成員：6名） 設立年月：平成元年9月 出資率：町50%、農協49%、その他1%			

2．取り組みの内容

農地法面の崩壊を未然に防止するため、定期的な点検を実施するとともに、協定農用地に柵・ネット等を設置し、鳥獣害防止対策を行っている。また、4月には水路清掃・6月と8月には草刈りを実施している。

なお、交付金は、農機具の更新・修繕費に充当している。

3．取り組みによる効果

耕作放棄地の増加が防止され、美しい景観が維持されている。

< 個別協定事例（生産組織等の組織が参加している事例） >

○ 集落協定の締結が困難なため個別協定を締結

集落協定の締結が困難となったが、農協が推進していた農作業受委託による個別協定を締結し、作業の負担軽減が図られている。

1．協定締結の経緯

当地域では、高齢者が協定参加に消極的であり、また、一部の協定参加の意向を示した農家については、飛び地等の問題もあり団地形成が困難であるため、集落協定の締結は困難となった。

そのため、本制度の導入を決定していた村では、集落協定ではなく農協が推進していた農作業受委託による個別協定を締結するよう方針転換し、農協が主体となって、農家へ本制度を再度説明して協定締結に至った。

なお、本協定の対象農用地は、知事特認基準である遠隔離島地の条件不利農用地として指定されている。



個別協定の概要

市町村名	沖縄県島尻郡伊平屋村 しまじりぐんいへやそん			
対象地域	過疎、沖縄地域			
協定面積 159.3ha	田	畑	草地	採草放牧地
	-	92%（サトウキビ）	8%	-
交付金額	551万円			
協定参加者	沖縄県農業協同組合			

2．取り組みの内容

機械化が進んでいない集落内の高齢農家では、さとうきびの収穫等の作業は重労働であり、農作業の負担軽減を目的に農協が受託者となって農作業の受委託契約を行っている。

3．取り組みによる効果

本制度の導入により農作業受委託が進み、高齢者の耕作放棄発生の懸念が薄れている。